

統合保育のあり方と効果に関する研究

石井 哲夫¹⁾，村田保太郎²⁾，帆足 英一³⁾，猪股 祥⁴⁾
野田 幸江⁵⁾，奥村 幸子⁶⁾，山田美和子⁷⁾

要約：国の制度としての障害児保育が保育現場に定着してきた現在、改めて障害児保育の現状を捉え、問題点と今後のあるべき方向を検討したうえ、研究のまとめとして、

1. 障害児保育の手引きの作成

2. 行政への提言

を行った。

見出し語：統合保育、障害児保育、保育行政、特別保育事業、手引

はじめに

障害児保育が制度化されて15年を越える。当初、特別に関心を持つ人々によって実施されていた障害児保育も、今日、対象児はほぼ地域の保育所で受け入れられることが通常となりつつある。巨視的にみれば、国の特別保育事業の魁をなす事業としてその急速な発展は評価されよう。しかし、現実に日々障害児の保育に携わっている保育園の現状に立ちかえてみる時、ここまでの道のりは決して平坦なものではなく、今なおさまざまな課題をかかえて試行錯誤の過程にあるといえよう。

- ・保育所内で障害を持つ子どもたちは本当に望ましい発達を遂げているのか。
- ・障害児保育に携わる保母は、安定し、意欲

を持って保育に当たっているのか。

・国及び地方行政の定める制度やその運用に矛盾や問題はないのか。

保育指針の改訂、増え続ける特別保育事業のメニューに加えて労働時間短縮の動きの中でこの3点は当分検討され続けていく必要がある。

本研究班では、全国にわたる障害児保育実施園に対する幅広い調査をふまえて、新保育指針に基づく障害児保育の手引きを作成した。本年は最終年度に当たり、全国7ヶ所で事例研究を行い、前2年の研究結果をふまえ、行政、また、保育現場に対して以下の提言をまとめることができた。

¹⁾ 日本社会事業大学教授 ²⁾ 武蔵野短期大学教授 ³⁾ 都立母子保健小児科部長

⁴⁾ 湘南福祉センター常務理事 ⁵⁾ 立正大学短期大学部教授 ⁶⁾ 子どもの生活研究所副所長

⁷⁾ 全国社会福祉協議会全国ボランティア活動振興センター所長

障害児保育の手引き

(項目のみ)

I. 障害児保育の基本的考え方

1. 障害児保育の目的
2. 保育所保育指針に示す障害児保育の立場

II. 障害児の受け入れ

1. 保育所における障害児の理解
2. 障害に関わる医学的、心理学的理解
3. 実践に当たったの留意事項
4. 環境の整備
5. 教材の準備
6. 障害を持たない子どもとの関係
7. 家庭への援助

III. 障害児保育に関係する諸問題

1. チームワークとスーパーヴィジョン
2. 専門機関との連携
3. 職員研修

行政への提言

I. 保育所における障害児保育の実践上の提言

1. 受入れの状況

○「保育に欠ける」ということ

地域によって判断が異なる。保育に欠けるという条件を満たした上で、障害を持つ子どもを障害児保育の対象とするということが基本的判断である。しかし、

- ・障害児に一般の子どもと共に保育を受けさせたいという親の願いが優先して、名目的、或は部分的な親の就労状況が作り出されていることがかなり多くみられる。
- ・幼児前期を保育所に、幼児後期は就学に備えて幼稚園に転園させるということが慣例

として行われている地域がある。

- ・受け入れ側の園の判断を無視して、行政的、或は個人的圧力によって入園が決定されるケースがある。

○障害の程度と内容

- ・「集団になじむ、おむね中・軽度の障害児」という基準は守られにくい。特に療育機関がなかったり利用しにくい地域や、乳児保育実施園で発達途上で障害が明らかになってくる場合、重度児であっても保育せざるを得ず、園や保育者の負担になる。
- ・医学的には障害児と認定されにくい、いわゆる「処遇の困難な子ども」が増えている。特に0、1才児段階の養育環境、特に母子関係の成立に問題があった子どもが2才児段階で情緒の発達の遅れを示すことが多く、治療的配慮を必要とするにもかかわらず、障害児と認定されないため、保母の加配等は受けられず、保育者の大きな負担になっている例が多くみられる。

提言

- ① 入園判定を公正、明瞭なものにする為の実質的關係者と専門家による何らかの決定機関を設けることが望ましい。
- ② 入園判定基準及び、それに伴う措置費或いは補助金の制度の再検討がもためられる。補助金による事業として母親の就労の条件がはずされて障害児が入園できる道が開かれれば、必要とされる時間だけ保育を行うことも可能になり、障害児本人にとっても保育園にとっても望ましい姿となろう。

- ③ 判定基準は医学的基準だけでなく保育上の処遇困難度を加え、一年ごとに更新するようにする。
- ④ 専門機関との二重措置が可能になる方策を見いだすこと。
- ⑤ 「専門家」と位置づけられる人は、保育、育児の状況に精通している人であること。

2. 個別的な努力と問題

障害児保育は個々の障害児の個別のニーズに対応した保育である。このことは身体的障害や軽度の知恵遅れの子どもに対する保育効果が認められ易いということにつながる。保育所内で最も保育に困難を来すのは自閉症児ないし自閉傾向を有する子どもと情緒障害児である。比較的、専門家からの助言も得易い身体障害を持つ子どもとくらべて人との関わりの持ちにくい自閉症児・情緒障害児は理解しがたく関わりにくい。事例研究に提出される事例の8割以上がこのような子ども達で占められている。そして、この子ども達の理解を困難にしている保育所特有の問題もあることに気づかされる。

- ・ 障害児を特別視しないという考え方、或いはムード。
- ・ 障害児だからといって差別・特別視しない、皆と一緒に遇する、という感覚を多くの保育者がもっている。これは一面当然であり、又、大切なことであるが、一面では子どもの個別的な課題を見失わせることになりやすい。又、子どもに問題があるのではなく、親に問題があるのだという考え方も同様の結果を導き出しやすい。保育目標を明確に

するためにも障害をもつ子どもを個別にきちんと把握する必要性を伝えたい。

- ・ 保育所は刺激に満ちている。刺激を適切に受けとめることが難しい障害児にとって、「大勢の子どもと共に過ごす」という状況におかれると刺激にふりまわされ、多動、興奮という状態を示したり、逆に必要な刺激を遮断してしまうこともよく見かける。障害児の必要に応じて刺激を整理する力が保育者に要求されるが、この点への気づきがまだ不十分と思われる。
- ・ ニーズに応じて障害児を積極的に受け入れる園が増えてきたと同時に、現実的には保育が難しく、理解も不十分で保育目標も立ちにくいケースが増えているのではないと思われる。善意で、或は園児の減少をくい止めるために入園させたが、発達保障はなされていないという一面も直視しなければならない。

提言

- ① スーパービジョン体制の確立。
- ② 保育所入所が障害児にとってその環境条件の中で最適であるという入所時の適切な判断の確認。
- ③ 障害児保育に対する行政の支援体制の弾力化とその際の判断根拠を明確にすること。

3. 親との関係に関する問題

障害児の親との連携を深めていくことについては、意識・技術・システムの全てにわたって保育者にとっては今後の課題である。初歩的な課

題からきちんと取り組みたい。

- ・「子どもの問題は親の問題である」「親がよくならなければ子どもは良くならない」「保育園に任せられても困る」というような親の責任を追求する気持ちが保育者の中になかなり多く存在し、親との信頼関係を築いていく妨げになっていることが多い。親の問題は問題として、自らの責任を果たしていくプロ意識を深める必要がある。
- ・幼い子どもに対し、リーダーシップをもって接したり、保護的になることの多い保母にとって無意識に親に対して同様の態度をとったり、逆に自分の子どもを育てたことがない。障害について十分理解していないなどの気持ちから、親に対して積極的な発言ができにくくなったりすることも多い。保母者として、自らのよって立つ専門性の確立が求められる。
- ・最近の親の変化しつつある現状、即ち、養護能力の不足、孤立化による不安、自己不確実、子どもより自分の生活を中心に考える傾向などに対し、単に批判・不満足の実現だけでなく、親も共に育てることが必要になるという基本的姿勢をもつことが要求される。

提言

- ① 保母養成校のカリキュラムの重要な柱として、親との関係の確立に関して技術面についての教育を含むこと。
- ② 面接室、面接時間、面接技術などについて最低基準の枠を取り入れること。

- ③ 親への援助に関して早急に保母の現任訓練を行うこと。

II. 障害児保育を発展させる為の提言

1. 保育者の養成・研修

- ・保育者が最も望んでいることは、保育現場におけるスーパービジョンであり、これが良く機能した場合、保母の資質の向上、自信・意欲の強化、園全体の保育能力の向上に大きな力を発揮することができる、地域におけるスーパーバイザーの発見や真の指導能力をもつ保母の登用などが期待される。
- ・行政機関、各種団体の主催する研修会は多いが、参加する際、選択が困難であることが多い。自分の保育観の確立や保育技術の獲得目標などを明確にし、意味のある研修を受けるための努力が望まれる。
- ・保育者は閉鎖的になりやすい。スーパービジョンを受けたり、自らの保育を公開したり、助言に耳を傾けたりすることに不安感や不快感を持つ保育者もかなり存在する。保育は一人のものでなく、オープンな活動であることの認識を深めるためにも、園内の事例検討の場を増やしていくことが望まれる。

提言

- ① 公立保育所においては園長・主任の交替による保育所運営の基本理念の変更、私立保育所においては人事交流の少なさからくるマンネリ化などが問題となる。公私を問わない、地域における保育所の連携に基づ

く共通テーマの追求を目標にした研修会の育成。

- ② 地域における人材の発掘と離れた地域の専門家とのFax、ビデオ機器などの使用による、園、あるいは保育者自身のスーパーバイザー制の確立。

2. 他機関との連携

- ・保育所が関わる他機関は措置に関して、福祉事務所、地方行政機関（保育課など）、保健所、障害児保育の援助機関としての保健所、児童相談所、病院、療育機関、施設、養護学校、公・私の相談機関などがある。しかし、保育者が現実に関わりを持ち、信頼するのは、その機関に所属する専門家ということになる。園の囁託医、地域の専門家に対する保育者の信頼度はあまり高くないことが多い。それは、保育者からみて、専門家といわれる人々の保育に対する無関心、理解、知識の浅さにも起因すると思われる。
- ・保育者は保育に関する唯一の専門的立場に立つ存在である。しかし、保育者の中には専門家とは「他のえらい人たち」という意識が強く、自らを保育の専門家として位置づけ、認識することが出来ていないことが多い。そのため、障害児をめぐる他機関の人々と連絡を持つ場合、対等に話し合うことをせず、相手の意見をうのみにしてしまふことが多い。障害児保育を行う場合、障害の理解と共に、保育に対する深い理解がないと成り立たない。

- ・地域によっては、利用できる専門機関が限られたり求められない事情がまだ多く存在する。同時に、大都会では専門機関が多く、情報過多で混乱させられることも多い。

提言

- ① 保母に対して保育（育児）の専門家としての意識を確立させる為の努力を払う。
- ② 保育現場での障害児の姿や障害児保育の現状、問題点などを、他機関の人々に理解しやすく伝える機会を設ける。

Ⅲ. 障害児保育の開発のための提言

障害児保育はその制度及び保育内容の充実に向けて当然のことながら困難な課題が論じられることが多い。しかし、特に医学的な判定として中・軽度の障害児とされても、実質的には実力のある保母や保育所にとって一般の子どもの保育と変わらずに受けとめられているケースも多く、これこそ保育所における障害児保育の根幹をなす部分と考えられる。このような保育園の持つ力を地域の障害児に対するサービスとして開いていくことができれば、育児にかかわる地域の拠点としての重要な役割を果たし得ることになると思う。

提言

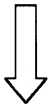
- ① 自由遊び時間を利用し、母子で保育園にて過ごすことを可能にする。
- ② 上述の時間を利用し、母親が一般の子どもの姿と保母の子どもへの関わりを見ることにより、障害を持つわが子に対する理解

がより現実化し、養育上の参考とすることができる。

- ③ I-1の提言②と同様の主旨で、障害児に関しては親の生活上の条件を除いて利用することを可能にすることにより、正規の障害児保育事業にもよい影響をもたらすと

思う。

- ④ 上記の場面に保育者が相談者として親子に関わることができれば、実践的な育児相談活動として大きな成果をあげることは可能であろう。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:国の制度としての障害児保育が保育現場に定着してきた現在、改めて障害児保育の現状を捉え、問題点と今後のあるべき方向を検討したうえ、研究のまとめとして、

1. 障害児保育の手引きの作成

2. 行政への提言

を行った。